

件名：ACT 政府発表：海外からの入境者を対象とする 3 日間の自己隔離義務の撤廃（COVID-19 関連）

【ポイント】

●ACT 政府は、ワクチン接種を完了した海外からの入境者に課していた豪州入国後 3 日間の自己隔離義務を撤廃する旨発表しました。ただし、入境者は、豪州入国後 24 時間以内に新型コロナウイルス検査を受検し、結果が陰性と判明するまで自己隔離を行う必要があります。

【本文】

1 ACT 政府は、ワクチン接種を完了した海外からの入境者に課していた豪州入国後 3 日間の自己隔離義務を 12 月 20 日（月）午後 11 時 59 分から撤廃する旨発表しました。これは、NSW 及び VIC 州が発表した同様の措置に合わせ実施するものです。

2 3 日間の隔離義務は撤廃されますが、入境者は、豪州入国後 24 時間以内に新型コロナウイルス検査を受検し、結果が陰性と判明するまで自己隔離を行う必要があります。陰性の結果が判明した際は、ACT 保健省からの正式な連絡を待つことなく、自己隔離を終えることが可能です。

3 一方、豪州に過去 7 日間に到着した人は、ACT 入国後 24 時間以内にオンラインで申告を行い、豪州到着後 6 日目に再度新型コロナウイルス検査を受ける必要があります。なお、ワクチン接種を未了の人は、到着地で 14 日間の隔離をする必要があることに変更はありません。

4 陰性の結果を受領後に隔離を終了した場合でも、オミクロン株が地域社会に与える影響の不確実性に鑑み、6 日目に受ける PCR 検査の陰性結果を受け取るまで、以下に留意しつつ、行動を制限することが強く奨励されます。

（1）可能な場合は家に滞在し、公共スペースでの行動は必要不可欠な理由に限り、移動は最小限にとどめてください。

（2）Check in CBR アプリを利用するなどして行動記録を保管してください。

（3）公共交通機関の利用を控えてください。必要な場合はマスクを着用してください。

（4）公共の場では、手と呼吸器の衛生管理を行い、マスクを着用してください。

5 ACT での規制の詳細は、下記リンク先をご参照ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/travel/overseas-travel>

6 NSW州及びVIC州の措置に関しては、下記リンク先をご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=124863>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

ACT政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はACT（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（NSW州、NT（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（VIC州、SA州、TAS州管轄）

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（QLD州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（WA州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>